

# 山形県職員の共済制度に関する条例

制定 昭和 36 年 3 月 30 日  
山形県条例第 5 号

最終改正 平成 24 年 10 月 12 日条例第 53 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、県職員等をもつて構成する共済事業を行なう団体（以下「互助会」という。）の設立とその健全なる運営を図るとともに必要な援助をし、もつて県職員等の福利増進と服務能率の向上に資することを目的とする。

## (構成)

第 2 条 互助会は、次の各号に掲げる職員ごとに組織するものとする。

- (1) 地方職員共済組合山形県支部に加入している職員
  - (2) 公立学校共済組合山形県支部に加入している職員
  - (3) 警察共済組合山形県支部に加入している職員
- 2 互助会は、必要と認めるときは、前項各号以外の職員を加入させることができる。

## (事業)

第 3 条 互助会は、会員に対する療養費の給付、結婚祝金の給付その他必要な共済事業を行うものとする。

## (経費)

第 4 条 互助会は、会員の掛金その他の収入をもつて運営するものとする。

- 2 県は、毎年度予算の範囲内で互助会に補助金を交付する。

## (規約)

第 5 条 互助会は、規約を定め、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 事務所の所在地
  - (4) 会員の範囲に関する事項
  - (5) 掛金及び給付に関する事項
  - (6) 資産管理その他の財務に関する事項
  - (7) その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 規約を制定し、又は改廃するとき、あらかじめ知事に協議するものとする。

## (掛金等の給与からの控除)

第 6 条 会員の給与支給機関は、給与を支給する際、会員の給与から掛金その他会員が互助会に対して支払うべき金額に相当する金額を控除して、これを会員に代つて互助会に払い込むことができる。

## (職員及び施設の利用)

第 7 条 知事、教育委員会及び警察本部長は、互助会の運営に必要な範囲で所属の職員をして会務に従事させ、又はその管理に係る施設を互助会の利用に供することができる。

(監督)

第8条 知事は、互助会の業務を監督し、必要なる報告を求めることができる。

2 知事は、毎年1回以上互助会の資産の管理その他財務について監査しなければならない。

附 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年10月9日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年8月15日から適用する。

附 則 (平成24年10月12日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。